

(厚生労働省補助事業)

# エイジフレンドリー補助金のお知らせ

高年齢労働者のための職場環境改善に取り組む中小企業事業者の取組を支援します。

## 対象者

次の**全て**に該当する事業者

- ① 常時使用する**労働者数が300人以下**、  
もしくは、**資本金又は出資の総額が3億円以下**
- ② 高年齢労働者(60歳以上)を**常時1名以上雇用**している  
(3ヶ月以内に雇用する計画がある場合でも可)
- ③ **労働保険及び社会保険に加入**している

※1 この補助金は、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います。  
(全ての申請者に交付されるものではありません。)

## 概要

### 【補助対象】

高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費(※2)

### 【補助率】

1/2 (上限100万円)



※2 具体的に対象となる経費の例

- ① 高年齢労働者に優しい機械設備の導入等に係る経費  
例) **アシストスーツの導入やファン付き作業服の支給、  
熱中症予防のための休憩場所の整備**
- ② 健康確保のための取組に係る経費  
例) 身体機能の維持・向上のための保健師等による指導
- ③ 高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育に係る経費  
例) 加齢に伴う労働災害リスクの増大に関する研修会

※3 労働者個人毎に費用が生じるものは、雇用する高年齢労働者の人数が上限です。

→ 農業者の皆様の活用が想定される経費の詳細例は、裏面へ記載しています。

## 申請期間

令和2年6月12日～令和2年10月31日

# 農業者の皆様の活用が想定される経費の例

## 【高年齢労働者に優しい機械設備の導入等に係る経費】

- ・熱中症予防のための休憩場所の整備
- ・重筋作業を補助するアシストスーツ等の導入
- ・体温を下げるための機能のある服の支給
- ・通路の段差の解消（スロープの設置等）
- ・階段に手すりの設置
- ・床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ・暗い作業場所の照度の改善
- ・危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ・高齢者の聞き取りやすい中低音域の警報音への交換
- ・作業時の有効視野を考慮した警告・注意機器の配置の改善
- ・業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ・不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ・重量物搬送機器・リフトの導入
- ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用

## 【健康確保のための取組に係る経費】

- ・安全で健康に働くための体力チェックの実施
- ・健康診断や歯科健診、体力チェック等に基づいた運動指導、栄養指導、保健指導等の実施
- ・身体機能の維持・向上のための保健師等による指導

## 【高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育に係る経費】

- ・加齢に伴う労働災害リスクの増大に関する研修会の開催
  - ・高齢者の理解度を測りつつ反復実施する安全衛生教育の実施
- 等

※ 労働者個人毎に費用が生じるものは、雇用する高年齢労働者の人数が上限です。

## この補助金についてのお問い合わせは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

## エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30（土日祝休み）  
（8月11日～14日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

### エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

〒105-0014 東京都港区芝 1-4-10 トイヤビル5階  
☎ 03-6381-7507 ☎ 03-6381-7508 ✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

### エイジフレンドリー補助金事務センター（支払関係）

〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル5階 ☎ 03-6809-4085  
（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会内 ☎ 03-6809-4086

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、  
ご確認をお願いします。 <https://www.jashcon-age.or.jp>



<このパンフレットに関するお問い合わせ先> 農林水産省経営局就農・女性課（TEL 03-6744-2162）